

厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
分担研究報告書

平成 14 年度厚生科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業
「多民族文化社会における母子の健康に関する研究」

在日外国人の人口統計・母子保健統計に関する研究
日本における外国人人口と結婚・出生の動向

李 節子 東京女子医科大学大学院看護学研究科助教授

研究要旨

現在、在日外国人の母子保健医療福祉対策を考えるにあたっては、その国際化の現状を踏まえた広域的・包括的な健康施策が求められており、全国的な在日外国人の現状をあらわす母子保健の指標が必要不可欠である。しかし、在日外国人の全般的な母子保健統計・指標を得るのは一般に困難で、「国民衛生の動向」にも外国人の統計が出されていない。そこで本論文において、まずは人の国際化の現状、結婚・出生に関する統計を作成し、その変遷と現状を分析した。これらを明らかにすることによって、行政、保健医療福祉施策等の基礎資料と資するものである。

その結果、1980 年代後半以降、外国人登録者、日本人と外国人との結婚、親外国人の出生数が急増しており、国籍（出身地）も多様化していた。一方、従来から日本に暮らす、在日韓国・朝鮮人の人口、出生数は急激に減少していた。また、外国人の国籍（出身地）によって、出産年齢に明らかな違いが見られた。

A 研究目的

本研究は、本邦における外国人人口の動向を統計上から把握し、「人」の国際化の現状を明らかにするとともに、在日外国人の母子保健統計を作成、その現状を明らかにすることにより、行政・保健医療福祉施策の基礎資料と資するものである。

B 研究資料及び方法

在日外国人の人口動態を把握するものとして、法務省入国管理局による「在留外国人統計報告」、厚生省大臣官房統計情報部の「人口動態統計」

を用いた。使用した年代はそれぞれ、戦後に発行された最も古いものから最新データである。

1. 研究資料評価

1) 外国人登録者資料の作成・資料の評価

日本に居住する外国人は「出入国管理及び難民認定法」によって在留資格が定められており、「外国人登録法」によって、90 日を過ぎて日本に滞在する外国人は登録をしなければならないことになっている¹⁾。現在、これらの統計資料として、主に、毎年発行される法務省大臣官房司法法制調査部編「出入国管理統計」²⁾と、入管協会発行「在留外国人統計」³⁾（法務省保管

の外国人登録記録に基づいて作成)とがある。

外国人登録者数については、「外国人登録令」の施行された1947年からとした。但し、「在留外国人統計」は1959年を第1回とし、1974年まで5年ごとに発刊、1984年以降1994年までは隔年、以降は毎年発行している。

現在、出入国管理統計は、本邦に入国、出国するすべての外国人が対象とされ、出入国の際に出入国カードが提出、作成、電算集計され、かなり厳格に集計されていると思われる。しかし、正規の入国をとらない不法上陸もわずかではあるが存在するが、これは統計的に許容されよう。

外国人登録者については、本邦に90日をすぎる滞在者の記録であるため、入国後90日以内に出国する場合などは登録されていない。又、入国の際に観光ビザなど、90日以内の期限で入国し、期限を過ぎてもそのまま滞在し、外国人登録されていないオーバースティの外国人も存在する。法務省入国管理局は、外国人の入国・出国記録から処理し、オーバースティ人数、国籍、性別等を推測している。外国人の人口統計の分析には、オーバースティ外国人の数値を考慮して検討する必要がある。しかし、彼らの居住地を含めた生活実態の統計的把握は不可能である。正規に在留している外国人については、居住地の市町村長に登録申請をする義務があり、出生、死亡、居住変更等について、14日以内に登録、申請をしなければならず、これに違反した場合には、かなり厳格な罰則が課せられている。又、届出によって、生活上の諸権利が発生する現状から、不申告、失期はかなり少ないことが予測できる。但し、1950年代初頭、外国人の管理統計が作成されはじめた頃には、かなりの混乱が想像され、申告漏れ、不申告、失期遅延申告などが多数存在していたことも考えられる。

2) 人口動態統計による母子保健統計・健康指

標の作成・資料の評価

外国人の集計・発表

本邦における人口動態調査は「戸籍法及び死産の届け出に関する規定」により届けられた出生、死亡、婚姻及び離婚を対象としている。これによって市区町村で人口動態調査票が作成され、集計は厚生労働省大臣官房統計情報部で行われている。日本における外国人についても日本の法律が適用されるのが原則であり、外国人登録法によってもこれらの申告が義務づけられている。これは原則として在留期間に関係なく全ての外国人に適用されることになっている。

しかし人口動態統計上では従来から、「日本における日本人に係る人口動態事象」を基本的本来分として集計、分析がおこなわれており、客体は日本人に限られてきた。よって、外国人に関する統計は、補完的な集計が行われるのみとなり、現在も「付録」として取扱われている。外国人に関する人口動態統計⁴⁾は、1955年以降、各年の年報に「付録」として統計表が掲載されている。しかし、人口動態統計集計の客体原則が日本人であることから、「国民衛生の動向」⁵⁾、厚生労働省児童家庭局発行「母子衛生の主なる統計」⁶⁾など公的行政機関刊行物からは、外国人統計は除外されている。1993年に初めて、厚生省大臣官房統計情報部発行の「平成4年人口動態統計(確定数の概況)」⁷⁾に外国人の出生、婚姻、死亡等に関する統計表が掲載されたのみである。

人口動態統計は、外国人の届出に基づいて、調査票(出生・死亡・死産・婚姻・離婚)を市区町村で常時作成し、これらの提出を受けて厚生省で集計されているものである。

外国人の届出については、戸籍法第25条2項に「外国人に関する届出は、届出人の所在地でこれをしなければならない。」と規定されている。又、外国人登録法、出入国管理法に基づく届出義務もあり、さらに、外国人の国籍が所属する

駐日大使館または領事館に届出が必要である。これらの届出の提出期限は厳格に定められている。本邦に生活の居住本拠地があり、外国人登録されている者であれば、これらの動態事象は、在留に伴う諸権利緒手続上、市区町村の手続済証明が必要不可欠なことから、かなり厳格におこなわれていることが考えられる。しかし、在留期間が90日未満の短期滞在者については、これらの事象が生じた場合、本国への申請のみとなる可能性が高い。しかし、死亡、死産については、「死体埋火葬証明」が埋葬に不可欠であることから、適用申告されていると考えられる。オーバースティの外国人の場合、その社会的状況からして、人口動態事象の内容によっては不利益な状況を生じることから、出生、婚姻については届出されていない可能性が極めて高い。よって、人口動態統計上、出生、婚姻については過少申告されている可能性はあるが、死亡、死産についてはかなり適正におこなわれていると推測される。市区町村では、提出された国籍を人口動態統計調査票の国籍区分で分類し、厚生労働省に提出しているが、この区分集計の分類段階で不正確性が生じている可能性が考えられる。

厚生労働省の外国人人口動態調査票にはあらかじめ、国籍（出身地）が区分されている。これには1955年から1991年まで、外国人の国籍（出身地）区分は「韓国・朝鮮」、「中国」、「米国」、「その他の外国」の4区分であった。しかし1992年からは、新たに「フィリピン」、「タイ」、「英国」、「ブラジル」、「ペルー」の5カ国が追加された。これらの国籍は1992年における外国人登録者の上位8カ国である。また、調査票作成当初より1986年まで、現在の「韓国・朝鮮」の国籍欄は、「朝鮮」と記載されていた。調査票作成の留意点として「朝鮮」には「韓国」も含まれるとあるが、実際には、届けられた市区町村窓口の担当者が「韓国」を「その他の外国」に

分類している可能性もある。人口動態統計上の外国人の事象を国籍別に集計、解析するには、このような調査票作成段階における不正確性がある可能性を考慮しておかねばならない。

外国人の国籍別出生数

人口動態統計には1955年より、外国人の国籍別出生数が集計されているが、「外国人出生児の国籍」は、1984年に国籍法が父系血統主義から父母両系主義に改定されたことにより、国籍の取り扱いが大きく変化した。それまでは、人口動態統計調査票をもとに、父親が日本国籍であった場合のみを、「日本人」として集計してきた。しかし、1985以降、母親が日本国籍であれば、父親が外国籍であっても、児は日本国籍が取得可能となり、「日本人」として集計され、公表されるようになった。人口動態統計の調査票は1987年以降改定され、統計上母・外国人、父・外国人の出生数を把握できるようになった。

すなわち、人口動態統計上の「日本における外国人の出生数」は1955年から1984年までは、父親の国籍別出生数（嫡出でない児の場合は母親の国籍）であり、1987年以降は、父・母共に外国人の母親の国籍別出生数である。1985年と1986年は父母両系主義の原則にのっとり集計されているが、統計集計上の混乱があったと予想される。

人口動態集計票は「出生児の国籍」をあらわすのではなく、国籍法からして「父・母どちらかが日本人であれば、日本国籍が取得可能であるから、日本人としている」にすぎない。中には、日本国籍以外の国籍を取得し、外国人となることもあることを考慮する必要がある。又、父・母共外国人の出生数は母親の国籍によって分類されていたことから、父母の国籍が違っていった場合、児が父親の国籍を取得することもあり、人口動態統計上の児の国籍が、児の国籍の実態を表しているとは限らないのである。

このように、1987年以降、「日本における外国

人の出生数」の集計法が変化、客体が違っていることが、人口動態統計上の何処にも記載されていない。本研究の調査過程の中で、筆者の担当官との直接面談で明らかになったことである。1992年の人口動態統計より、父・母の国籍別出生数が（どちらか一方が日本人の場合のみ）1987年にさかのぼって、日本人出生児の統計欄に記載されるようになり、「付録」欄の外国人の出生数に、父・母の国籍別出生数が集計、公表されるようになった。よって、1987年以降、母親が外国人の実数の集計が可能である。すなわち、「付録」に記載されている「外国人の出生数」と、日本人欄に記載されている「母・外国人、父・日本人の出生数」を合算することで算出されるのである。本研究では、この計算法によって得られた母親の国籍別出生数を基に統計解析する。

2. 資料の分析内容

統計の分析においては、前述したごとく、その資料としての評価をもとに以下の内容を作成した。

1) 外国人登録者人口

国籍(出身地)別外国人登録者数の推移、構成要員割合、増加数等を作成・分析した。

2) 人口動態統計

外国人の婚姻、出生について、国籍(出身地)別に作成した。国籍(出身地)別外国人の出生数の推移には、1955年から2001までの統計を用いた。1987年からは、父・母の国籍(出身地)別出生数が分析可能となったため、親が外国人(父母とも外国人あるいはどちらか一方の親が外国人)の出生数の総出生数に占める割合、母親の国籍別出生数の推移等を作成・分析した。国籍(出身地)別比較では、主にニューカマーである「ブラジル」国籍者と永住者が大半を占めている「韓国・朝鮮」国籍(出身地)者とを分

析した。

C 結果

1. 外国人登録者人口

1) 人口の推移

2001年の外国人登録者総数は1,778,462人、男性833,313(年齢不明1人を含む)人(46.9%)、女性は945,149人(53.1%)で女性が男性を上回っている。総人口に占める割合は1.4%、過去最高となっている。外国人登録者数の最も多い都道府県は、東京都で318,996人2.6%、次に大阪府209,700人2.4%、愛知県149,612人2.1%である。

日本で外国人登録令が初めて施行された1947年の外国人登録者数は、639,368人であった。1950年598,696人、1960年650,566人、1970年708,458人、1980年782,910人、1990年1,075,317人、2000年1,686,444人へと推移している(図1)。1950年以降10年毎の増加数をみると、1950年~1960年51,870人、1960年~1970年57,892人、1970年~1980年74,452人、1980年~1990年292,407人、1990年~2000年611,127人である(図2)。1990年以降の外国人登録者人口の増加が著しいが、一方「韓国・朝鮮」国籍(出身地)は1991年以降、年間約1万人減少し続けている。

2) 国籍(出身地)別推移

1950年から1970年の外国人登録者の構成は、9割が戦前から居住する韓国・朝鮮、中国人であり、残りの1割は米国、英国、カナダ、ドイツ、フランス等の欧米人であった。1980年代後半から構成員の変化がめざましくなっている。1950年から1988年までの約40年間は、第1位、韓国・朝鮮、第2位、中国、第3位、米国であった。フィリピンが1989年に米国を抜き、1992

年にはブラジルが第3位となった。2001年末における国籍（出身地）別外国人登録者数は第1位「韓国・朝鮮」632,405人（35.6%）第2位「中国」381,225人（21.4%）第3位「ブラジル」265,962人（15.0%）第4位「フィリピン」156,667人（8.8%）第5位「ペルー」50,052人（2.8%）である。この5カ国で83.6%を占める。地域別構成は、アジア73.7%、南米18.6%、北米3.4%、ヨーロッパ2.9%、オセアニア0.8%、アフリカ0.5%、無国籍0.1%である。

在日外国人の国籍（出身地）を厚生労働省人口動態統計の国籍分類4区分（1955年～1991年区分）「韓国・朝鮮」、「中国」、「米国」、「その他の外国」でみると、1980年までは、「韓国・朝鮮」国籍（出身地）者は総外国人登録者人口の8割以上を占めていたが、2001年には35.6%までに減少している。一方、「その他の外国」人数は1980年5.5%、43,077人から2001年40.4%、718,588人と人口が16.7倍に増加、「中国」は1980年6.8%、52,896人から2001年21.4%、381,225人と人口7.2倍に増加している（図3）。

3) 在留資格別外国人の推移

2001年の在留資格別、外国人登録者数をみると、「永住者」が684,853人38.5%を占めている、次に「日本人の配偶者等」280,436人15.8%、「定住者」244,460人13.7%、「留学」93,614人5.3%となっている。

1986年から2001年までの「日本人の配偶者等」の推移を2001年の上位3カ国、「ブラジル」、「中国」、「フィリピン」国籍（出身地）別でみると、「ブラジル」129.7倍、「中国」4.1倍、「フィリピン」8.7倍に増加している（表1）。

4) 「日本」「韓国・朝鮮」「ブラジル」の3区分年齢別比較

年少人口（14歳以下）生産年齢人口（15歳～64歳）老年人口（65歳以上）を「日本」、「韓

国・朝鮮」、「ブラジル」の3カ国で比較すると、「日本」の年少人口は14.4%、生産年齢人口67.5%、老年人口18.1%、「韓国・朝鮮」の年少人口は10.1%、生産年齢人口77.5%、老年人口12.4%、「ブラジル」の年少人口は15.4%、生産年齢人口84.1%、老年人口0.5%となる（表2）。65歳以上の在日外国人総人口は94,759人でその内「韓国・朝鮮」は78,328人82.7%を占める。15歳未満の「ブラジル」「韓国・朝鮮」人口を1990年から比較すると、1990年「ブラジル」は2,682人であったが、2001年には40,938人となり、38,256人15.3倍に増加している。一方、1990年「韓国・朝鮮」は120,948人であったが、2001年には64,168人となり、38,256人0.5倍に激減している（表3）。

2. 母子保健統計

1) 外国人との婚姻件数の推移

2001年、夫・妻とも日本人の婚姻件数は、760,272件で、夫・妻どちらか一方が外国人の婚姻件数は39,727件である。日本人の総婚姻件数に占める割合は5.0%で、妻・外国人31,972件4.0%、夫・外国人7,755件1.0%となっている。上位3都道府県は、東京都9.1%、山梨県8.1%、千葉県7.3%である。夫妻ともに外国人の婚姻件数は3,288件である。

東京都区部では10.5%となっている。

1965年の夫・妻とも日本人の婚姻件数は950,696件で、夫・妻どちらか一方が外国人の婚姻件数は4,156件(0.4%)、妻・外国人1,067件(0.1%)、夫・外国人3,089件(0.3%)であった。この37年間で日本人の総婚姻件数に占める夫・妻どちらか一方が外国人の割合は12.5倍、妻・外国人の占める割合は40倍の増加となった。夫・妻共に外国人の婚姻件数は、1965年4,050件でほぼ横ばいで変わっていない。

日本における外国人の婚姻件数の推移を夫妻

の国籍別にみると、1965年、夫・外国人のほうが、妻・外国人より多かった。妻・外国人と夫・外国人が1974年にほぼ同数となり、1975年には逆転した。その後、妻・外国人の件数が増加し、さらに1990年には妻・外国人20,026件、夫・外国人が5,600件と約4倍の差となっている。2000年に入りさらに急増している（図4）。

2) 妻・外国人、夫・外国人の国籍（出身地）別推移（4区分国籍分類による）

妻・外国人（夫・日本人）の国籍別婚姻件数をみると、1965年、妻外国人の総婚姻件数1,067件の内、「韓国・朝鮮」国籍（出身地）の妻は843人（79.0%）で最も多く、「中国」121件（11.3%）、「米国」64件（6.0%）、「その他の外国」39件（3.7%）であった。「その他の外国」との婚姻件数が1980年代後半から急増している。1985年2,096件、2001年には11,673件5.6倍になった。

「中国」国籍の妻は1985年1,766件から2001年13,936件7.9倍となり、1990年代後半からさらに増加、国籍別婚姻件数の中で最も多くなった。2001年の国籍別割合は「中国」43.6%、「その他の外国」36.5%、「韓国・朝鮮」19.4%（6188件）、「米国」0.5%（175件）である（図5）。

夫・外国人（妻・日本人）の国籍別婚姻件数は、1965年から1970年まで「米国」が最も多く、1971年から1990年まで、「韓国・朝鮮」、「米国」、「その他の外国」、「中国」の順であった。しかし1988年以降、「その他の外国」との婚姻件数が「米国」より多くなった。

2001年の夫外国人の件数は「その他の外国」3,071件39.6%、「韓国・朝鮮」2,477件31.9%、「米国」1,416件18.3%、「中国」798件10.2%となっている（図6）。

3) 国籍（出身地）別外国人の出生児数の推移（4区分国籍分類）

日本における外国人の出生児数は、1955年の

15,607人が最高で、1984年11,789人まで徐々に減少していたが、1985年には5,798人と前年の50.8%減となった。その後、外国人の出生児数は経年的に増加傾向にあり、2001年11,837人となっている。

国籍（出身地）別にみると、「韓国・朝鮮」の出生数は1955年から1980年まで、総出生児数の約9割を占めていた。1955年の出生数は14,424人であった、日本人と同様に1966年の丙午に出生数が減少している。1984年9,363人が、1985年には4,838人と一気に48.3%減少している。その後減少を続け2001年には過去最低の2,751人となった。一方、「その他の外国」の出生数は、1980年代後半から急増、1995年には「韓国・朝鮮」の出生数を抜き、2001年には6,441人となった（図7）。

4) 親が外国人の出生

1987年以降、母の国籍別出生児数が統計上把握することができるようになった。

親が外国人（父母とも外国人及び父・母どちらか一方が外国人）が国際結婚、在日外国人の増加に伴って増加している。1987年から2001年までの親外国人の出生総数は420,192人である。父母ともに外国人の子どもは150,097人（35.7%）、母・外国人（父・日本人）169,664人（40.4%）、父・外国人（母・日本人）100,431人（23.9%）である。

1987年の親外国人の総数は17,596人、2001年の親外国人の総数は34,013人で対1987年の1.9倍に増加している。父母とも外国人の出生数は1987年7,574人、2001年11,837人1.6倍である。母・外国人（父・日本人）は、1987年5,538人、2001年13,177人と2.4倍となっている。父・外国人（母・日本人）の出生数は1987年4,484人、2001年8,999人と2.0倍の増加となっている（図8）。2001年、父・母共日本人の出生数は1,148,486人であるが、親が外国人の出生数

34,013 人をたすと、日本における出生総数は 1,182,499 人となり、親が外国人の割合は 2.9% である。年次推移では 1987 年 1.3%、1996 年 2.6% わずか 10 年で 2 倍となった。(図 9)

都道府県別割合では、親外国人の出生数割合が多い上位 7 県は、東京都 5.4%、長野県 4.2%、群馬県 4.1%、愛知県 3.9%、京都府 3.8%、大阪府 3.7%、神奈川県 3.7% である(表 4)。政令指定都市では、大阪市 6.6%、東京区部 6.5%、京都市 5.1%、名古屋市 4.8% となっている(表 5)。

5) 母親の国籍別出生数の推移

2001 の母親が外国人の出生数(父・外国人及び父・日本人を含む)は、25,014 人である。その国籍(出身地)別内訳は、「韓国・朝鮮」5,955 人 23.8%、「中国」5,550 人 22.2%、「フィリピン」5,510 人 22.0%、「タイ」987 人 3.9%、「ブラジル」3,265 人 13.1%、「ペルー」826 人 3.3%、「米国」293 人 1.2%、「英国」120 人 0.5%、「その他の外国」2,508 人 10.0% である。

厚生労働省の国籍(出身地)区分が 9 区分となった 1992 年からの出生数の推移をみると、「韓国」、「米国」の出生数は約 3 割減少している。一方、ブラジルは 154.9%、ペルー 136.7% の増加率を示している(表 6)。

1987 年(4 区分)では、母親が外国人の出生総数は 13,112 人である。「韓国・朝鮮」9,011 人 68.7%、「中国」1,456 人 11.1%、「米国」387 人 3.0%、「その他の外国」2,258 人 17.2% であった。「韓国・朝鮮」国籍(出身地)者の出生数は 1987 年~2001 年の間で、9,011 人から 5,955 人へと 3,056 人 33.9% の減少となった。総出生数に占め割合も 68.7% から 23.8% に減少している。一方「中国」の出生数は 3.8 倍、「その他の外国」では 2001 年には 13,216 人となり、対 1987 年の 5.9 倍に増加している(図 10)。

6) 母親の年齢別出生割合比較:「韓国・朝鮮」、「ブラジル」、「日本」

2001 年出生数を「韓国・朝鮮」、「ブラジル」、「日本」別に母親の年齢(5 歳階級)別総出生割合を比較した。母親の平均年齢は「韓国・朝鮮」31.2 歳、「ブラジル」27.6 歳、「日本」28.2 歳である。母親の出産年齢で最も多い年齢は、「韓国・朝鮮」30~34 歳 40.4%、「ブラジル」25~29 歳 29.2%、「日本」25~29 歳 38.4% である。15 歳~19 歳の出生割合は「韓国・朝鮮」1.1%、「ブラジル」9.9%、「日本」1.8% である。35 歳~39 歳の割合をみると、「韓国・朝鮮」16.2%、「ブラジル」11.3%、「日本」10.9% である(図 11)。「韓国・朝鮮」の母親の出産年齢は「日本」より高齢化しており、「ブラジル」の母親の出産年齢の約 1 割が 10 代の出産であった(図 11)。

D 考察

1. 在日外国人の歴史的推移と「新しい外国人」ニューカマー

過去 50 年間の外国人登録者総数の推移をみると、1980 年代から増加傾向にはあったが、1990 年からはわずか 10 年で 60 万人以上の人口が増加した。外国人登録者の国籍は多様化し、国際化が急激に進んでいた。2001 年の外国人登録者数は過去最高となり、総人口に占める割合は 1.4% となった、これは人口の 72 人に 1 人が外国人となる。東京都では 38 人に 1 人、大阪府では 42 人に 1 人、愛知県 48 人に 1 人が外国籍住民となる。

国籍(出身地)別外国人登録者の構成割合をみると、外国人登録令が施行された 1947 年から約 40 年間は、在日外国人のほとんどが歴史的背景を持つ従来からの韓国・朝鮮人であった。しかし、1980 年代後半から東南アジア、南米からのそれまでになかった「新しい外国人」ニューカ

マーと言われる外国人の激増によって、外国人登録者に占める割合は約3割までに減少している。在日韓国・朝鮮人のほとんどは日本で生まれ育った世代である。その生活実態は、ほとんど「日本人」とかわることがなく、実質的に日本社会の構成員となっている。外国人登録令は1947年に施行されているが、その当時の「外国人」のほとんどは、朝鮮半島出身者で、1910年（日韓併合）から続いて「日本国籍」を有していた。しかし、その当時「外国人」とみなされ登録義務が課せられ、その際の国籍欄には「朝鮮」と記載された。1952年、サンフランシスコ講和条約発効と同時に朝鮮半島出身の者は、「日本国籍」を一方的に喪失することとなった。すなわち1947年から1952年の間、「日本国籍」でありながら外国人登録を行っていたグループである。

近年、「在日外国人」社会は、「新しい外国人」すなわちニューカマーの出現によって、「国際人流」の激しい大きな転換期を迎えているといえるであろう。

ニューカマー急増の最も直接的原因は、1990年の入国管理法の改定にともなう在留資格の変更である。外国人には単純労働を認めないとしながらも、ブラジル等の日系人については「日本人の配偶者等」「定住者」の資格が認められ、就労制限がなくなり単純労働につけるようになったのである。これによって、南米からの日系人が一気に増加し、製造業を中心とした労働分野に就労している。中でも「ブラジル」国籍者が最も増加し、増加率は100倍以上である。外国人登録者を「永住者」（大半が在日韓国・朝鮮人）と「非永住者」（永住者以外の在留資格者で日本人の配偶者等、定住者、留学、興行、等）で大別すると「永住者」の構成割合は減少、「非永住」の割合が高くなっている。1990年「永住者」は645,438人60.0%であったが、2001年には684,853人38.5%となった。一方「非永住者」

は1990年429,879人40.0%から、2001年1,093,609人61.5%に増加した。わずか10年で、永住と非永住の割合が逆転している。

2001年末の「ブラジル」、「韓国・朝鮮」の年齢構成はその来日背景、居住年数が人口構成に現れている。ニューカマーのブラジル人は生産年齢人口に集中しており、老年人口はわずか0.5%である。一方、在日韓国・朝鮮人はその歴史的背景から老年人口が増加しており、12.4%である。又、在日外国人の高齢者の8割を占めている。

在日外国人の保健医療福祉対策を考えるにあたっては、「外国人」を一括して同様に取り上げるべきではなく、従来から日本に生活している在日韓国・朝鮮人とニューカマーとは、さまざまな面で区別して考慮する必要があるであろう。当然、その保健医療福祉面での問題点とその対策も違ってくるはずである、人口構成も全く違っているのである。

2. 在日外国人の人口動態

1) 母親の国籍（出身地）別出産年齢

母親の出産年齢をみると、「韓国・朝鮮」国籍（出身地）者の出産年齢は「日本」よりも高年齢化しており、平均年齢は「ブラジル」よりも3.6歳も高くなっている。35歳以上の高年齢出産が2割を占めている。すなわち、在日韓国・朝鮮人の間では、日本と同様の人口事象が起こっており、高年齢出産による少子化及び高年齢化現象である。ニューカマーであるブラジル人の課題としては10代の出産が全体の約1割を占めることである（図11）。出産年齢には文化的背景の違いも考えられるが、若年妊婦への手厚い母子保健サービスが必要とされるのではないかと。

2) 国際結婚と親が外国人の子ども

1980年代後半から、日本人の外国人との婚姻

件数が急増しており、2001年には日本人の20人に1人は国際結婚をする時代となった。特に妻・外国人の結婚が著しく増加しているが、夫・外国人の結婚も増加しており、共に年々過去最高を更新している。また外国人妻・夫の国籍(出身地)も多様化していた(図4~6)。

国際結婚の増加に伴い、親が外国人の出生児数も急増している。父母共に日本の出生児が減少しているなかで、母外国・父日本の出生児割合は2.9%、34人に1人である。東京都19人に1人、東京都区部15人に1人となる。

国際結婚の増加は、日本の子どもの多民族化を更に進めている。外国人登録者割合は人口の71人に1人であるが、親が外国人の子どもの割合は34人に1人である。「子どもの国際化」が急激に進んでいる、これまで「常識」と思われた「日本人」「外国人」の概念を問い直す必要がある。国籍法の改定に伴って、親のどちらか一方が日本人であれば、子どもは日本国籍を持つことから、国際結婚で生まれた子どものほとんどが「日本人」である。1987年から2001年までの総数では、親が外国人で日本国籍を持つ子どもの出生総数は270,095人である。その子どもたちの人種、文化的背景、親の言語も実に多様化しているのである。

E まとめ

本邦における母子保健の国際化の現状と課題を検討するために、国際人流に関する統計及び人口動態統計の分析を行った結果、以下のことが明らかとなった。

1) 1990年代以降、「韓国・朝鮮」国籍(出身地)者の人口は減少し続けており、15歳未満人口は1990年から半減していた。一方、「ブラジル」国籍の15歳未満人口は15倍に増加していた。

2) ニューカマーの外国人人口は1990年以降、10年で60万人以上増加、過去50年間の中で最も急激な増加であった。

3) 「日本人の配偶者等」の在留資格を有する「ブラジル」国籍者の人口が1986年に対し130倍に増加していた。

4) 日本人の外国人との婚姻件数割合は過去最高の20人に1人であった。夫・妻共に国籍(出身地)が多様化していた。

5) 親が外国人の総出生数に占める割合は2.9%、34人に1人であった。

6) 「韓国・朝鮮」の母親の出生数は過去最低で、1987年から半減、高齢出産が約2割を占めていた。

7) 「ブラジル」の母親の出生数は1992年以降、2倍以上に増加しており、10代の出産が1割を占めていた。

文献

- 1) 法務省入国管理局監修、入管協会編：入国・在留マニュアル、第一法規出版 1991
- 2) 法務大臣官房司法法制調査部編：出入管理統計年報 2002
- 3) 入管協会：在留外国人統計 2002
- 4) 厚生労働省大臣官房統計情報部：昭和30年～平成13年人口動態統計・資料
- 5) 厚生統計協会：国民衛生の動向、厚生指標 2002
- 6) 厚生労働省児童家庭局：母子衛生の主なる統計
- 7) 厚生労働省大臣官房統計情報部：「平成4年人口動態統計(推定数の概況)」1993
- 8) 総務省統計局：「平成13年10月1日現在推計人口」